

計画書

鹿児島都市計画風致地区の変更（鹿児島市決定）

都市計画寺山風致地区を次のように変更する。

名 称	面 積	備 考
寺 山 風 致 地 区	約 946 ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

鹿児島都市計画寺山風致地区は、都市の風致を維持するため昭和38年に都市計画決定されおり、「鹿児島都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」において、「その自然環境及び自然景観の保全に努める」とされている。

当地区は、都市計画決定から50年以上が経過しており、区域が道路や河川といった地形地物などで設定されていないことや、周辺の土地利用状況等にも変化がみられることから、区域がわかりにくくなっている。

また、平成26年10月の区域区分の見直しにより、隣接する斜面緑地が市街化調整区域に編入されている。

このため、風致地区がこれまで果たしてきた役割を踏まえつつ、今後とも同地区を維持していくために、できる限りわかりやすい区域となるよう、区域の変更を行う。

鹿児島都市計画風致地区の変更

変更対照表

区分	名 称	面 積	備 考
前	寺山風致地区	約 914 ha	
後	寺山風致地区	約 946 ha	

鹿児島都市計画総括図

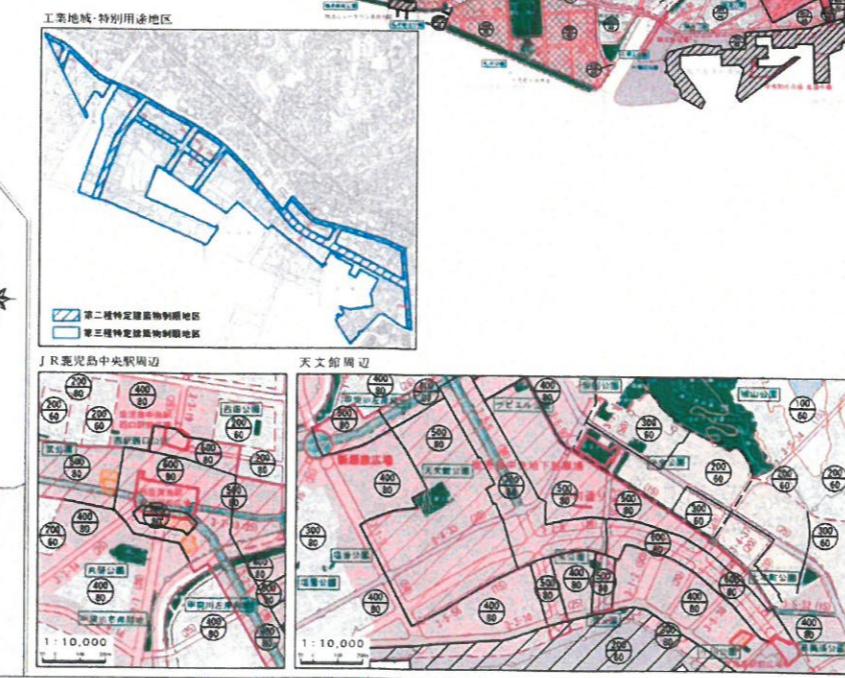
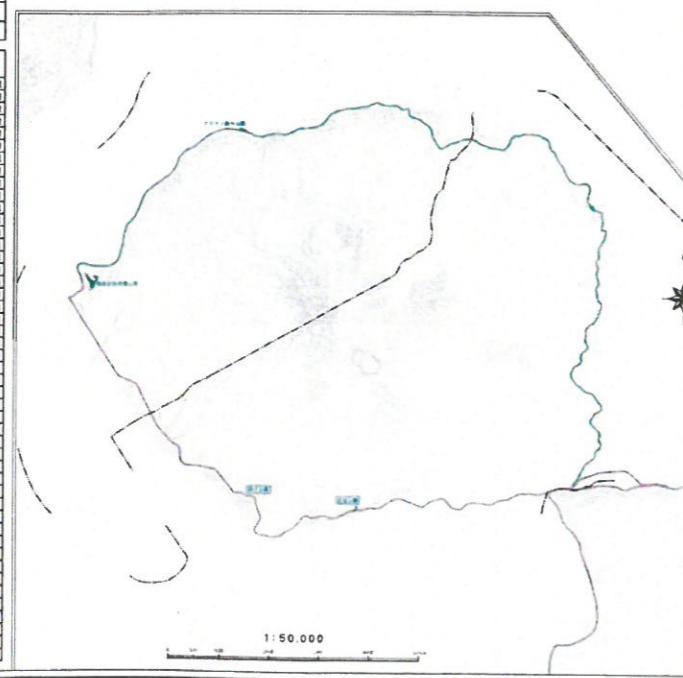
鹿児島都市計画風致地区の変更

<鹿児島市決定>

【総括図】

地区名	慈眼寺風致地区
面積	前 約99ha 後 約93ha

凡 例	
地 帯	規 则
■ 都市計画区域	用 地 地 域 等
■ 地 化 設 境	第一種居住地域
○ 都市計画道路	第二種居住地域
■ 土地区画整理事業区域	第三種居住地域
■ 都市計画公園	第一種工業地域
■ PBAZLTGICIS	第二種工業地域
■ 防 火 地 域	第三種工業地域
■ 準 防 火 地 域	準工業地域
■ 直 距 地 域	近隣工業地域
■ 港 港 地 域	商業地域
■ 沿 港 地 域	第一種港湾区域
■ 沿 港 工 事 地 域	第二種港湾区域
■ 沿 港 特 別 用 地	第三種港湾区域
■ 駐 車 場	第一種停車場域
■ 自 行 車	第二種停車場域
■ 有 人 停 車 場	第三種停車場域
■ 駐 車 場	工 事 地 域
■ 有 人 停 車 場	特別用地区域
■ 駐 車 場	工 事 用 地 域
■ 駐 車 場	工业用地区域
■ 駐 車 場	一般用地区域
■ 駐 車 場	主 要 地 方 道
■ 駐 車 場	一 般 道



地 区 名	寺山風致地区
面 積	前 約914ha 後 約946ha

平成26年10月現在

鹿児島都市計画 風致地区の変更

<鹿児島市決定>

【計画図】 寺山風致地区

